

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		就学学校の変更（学区外就学）		
法令(例規)名及び 根拠条項		学校教育法施行令 第8条		
法令（例規）番号		昭和28年政令第340号		
標準処理期間		総日数 14日（玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く） 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 14日		
審査基準の内容		第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項（第6条において準用する場合を含む。）の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、すみやかに、その保護者及び前条の通知をした小学校又は中学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校又は中学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	2	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		区域外就学		
法令(例規)名及び 根拠条項		学校教育法施行令 第9条		
法令(例規)番号		昭和28年政令第340号		
標準処理期間		総日数 14日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 7日 処分機関 7日		
審査基準の内容		(区域外就学等) 第9条 児童生徒等のうち視覚障害者等以外の者をその住所の存する市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。)以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。 2 市町村の教育委員会は、前項の承諾(当該市町村の設置する小学校又は中学校(併設型中学校を除く。))への就学に係るものに限る。)を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	3	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		小学校、中学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令(例規)名及び 根拠条項		学校教育法第 18 条		
法令(例規) 番号		昭和 22 年法律第 26 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 3 0 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 日 処分機関 3 0 日		
審査基準の内容		法第 1 8 条及び省令第 3 4 条の規定による。 第 1 8 条 前条第 1 項又は第 2 項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第 1 項又は第 2 項の義務を猶予又は免除することができる。 省令第 3 4 条 第 3 4 条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第 1 8 条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。 法第 1 8 条中文部科学大臣の定めるところについては、過去に処分実績がなく又は稀であって、あらかじめ上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考		年度内の申請においては、年度末に処理		
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	4	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		学校施設利用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		社会教育法第 45 条第 1 項		
法令(例規) 番号		昭和 24 年法律第 207 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		法第 4 5 条の規定による。 (学校施設利用の許可) 第 4 5 条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	5	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町立学校使用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町立学校設備使用条例第 1 条		
法令(例規) 番号		昭和 40 年玄海町条例第 20 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用の制限) 第 3 条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは第 1 条の許可について使用の制限その他必要な条件を付けることができる。 2 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) その他教育委員会において不適當と認めるとき。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	6	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町立学校使用料の還付		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町立学校設備使用条例第 6 条		
法令(例規) 番号		昭和 40 年玄海町条例第 20 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の不還付) 第 6 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することがある。 (1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができないとき。 (2) 使用前に使用の許可の取消し又は記載事項の変更の申出をし教育委員会が相当の理由があると認めるとき。 (3) 第 4 条第 3 号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき。 第 4 条第 3 号の規定とは「教育委員会において必要があると認めるとき。」をいう。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	7	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町民会館使用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町町民会館条例第 5 条		
法令(例規) 番号		平成 3 年玄海町条例第 12 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用許可の制限) 第 6 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は附属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。 (4) その他管理上支障があると認められるとき。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	8	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町民会館使用料の減免		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町町民会館条例第 8 条		
法令(例規) 番号		平成 3 年玄海町条例第 12 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の減免) 第 8 条 教育委員会は、特に必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず使用料を減免することができる。 【玄海町町民会館条例施行規則】 (使用料の減免) 第 14 条 条例第 8 条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。 (1) 公益のため活動する団体が、主催する会合又は事業のために使用するとき。 (2) 町内の小学校及び中学校が、学校行事に使用するとき。 (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、特に教育委員会が必要と認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、玄海町町民会館使用料減免申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。 3 教育委員会は、前項の規定により提出された使用料減免申請書について内容を審査し、適当と認めたときは、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	9	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		町民会館使用料の還付		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町町民会館条例第 9 条		
法令(例規) 番号		平成 3 年玄海町条例第 12 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の不還付) 第 9 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 (使用許可の取消し等) 第 12 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会館の使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。 (2) 会館職員(以下「職員」という。)の指示に従わなかったとき。 2 前項の措置によって使用者が損害を受けても教育委員会は、その責めを負わない。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	10	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		コミュニティセンター使用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町コミュニティセンター設置条例第4条		
法令(例規)番号		平成22年玄海町条例第1号		
標準処理期間		総日数 5日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 4日		
審査基準の内容		(利用の制限) 第5条 教育委員会は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。 (1) 公序良俗に反すると認められるとき。 (2) 建物若しくは付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があると認められるとき。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 1	所管係名	教育委員会 社会教育係	
処 分 の 概 要		社会体育館使用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例第 5 条		
法令(例規) 番号		平成元年玄海町条例第 17 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用の制限) 第 6 条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可せず、若しくは既にした許可を取り消し、又は使用を拒むことができる。 (1) 社会体育館の設置の目的に反する使用をし、又はそのおそれがあるとき。 (2) 建物又は附属設備をき損し、又は滅失させたとき。 (3) この条例に違反したとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が管理運営上、不相当と認めるとき。 2 前項の規定に基づく使用許可の取消し等によって、使用者が受けた損害について教育委員会は、賠償の責めを負わない。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 2	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		社会体育館使用料の減免		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例第 9 条		
法令(例規) 番号		平成元年玄海町条例第 17 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審 査 基 準 の 内 容		(使用料の減免) 第 9 条 教育委員会は、特に必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず使用料を減免することができる。 【玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例施行規則】 (使用料の減免) 第 7 条 条例第 9 条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。 (1) 町体育協会が、体育・スポーツ行事のために使用するとき。 (2) 公益のため活動する団体が主催する会合又は事業のために使用するとき。 (3) 町内の小学校及び中学校が、学校行事に使用するとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特に教育委員会が必要と認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、玄海町社会体育館使用料減免申請書(様式第 3 号)を提出しなければならない。 3 教育委員会は、前項の規定により提出された使用料減免申請書について内容を審査し、適当と認めたときは、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 3	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		社会体育館使用料の還付		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町社会体育館の設置及び管理に関する条例第 10 条		
法令(例規) 番号		平成元年玄海町条例第 17 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の不還付) 第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 4	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		総合運動場使用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町総合運動場条例第 4 条		
法令(例規) 番号		平成 3 年玄海町条例第 13 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用の許可) 第4条 総合運動場を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。 		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 5	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		総合運動場使用料の減免		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町総合運動場条例第 6 条		
法令(例規) 番号		平成 3 年玄海町条例第 13 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の減免) 第 6 条 教育委員会は、特に必要と認める場合は、前条の規定にかかわらず使用料を減免することができる。 【玄海町総合運動場条例施行規則】 (使用料の減免) 第 6 条 条例第 6 条の規定により次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。 (1) 町体育協会が、体育・スポーツ行事のために使用するとき。 (2) 公益のため活動する団体が主催する会合又は事業のために使用するとき。 (3) 町内の小学校及び中学校が、学校行事に使用するとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、特に教育委員会が必要と認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、玄海町総合運動場使用料減免申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。 3 教育委員会は、前項の規定により提出された使用料減免申請書について内容を審査し、適当と認めたときは、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 6	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		総合運動場使用料の還付		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町総合運動場条例第 7 条		
法令(例規) 番号		平成 3 年玄海町条例第 13 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審 査 基 準 の 内 容		(使用料の不還付) 第 7 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	17	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		野球場使用の許可		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町野球場条例第4条		
法令(例規)番号		平成4年玄海町条例第13号		
標準処理期間		総日数 5日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 4日		
審査基準の内容		(使用の制限) 第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。 (2) 野球場の施設又は設備をき損するおそれがあると認めるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	1 8	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		野球場使用料の減免		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町野球場条例第 9 条		
法令(例規) 番号		平成 4 年玄海町条例第 13 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の減免) 第 9 条 公用又は公益上の目的のために使用する者で、特別の理由があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、使用料を減免することができる。 【玄海町野球場条例施行規則】 (使用料の減免) 第 6 条 条例第 9 条の規定により使用料を減免することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 町体育協会が、体育・スポーツ行事等のために使用するとき。 (2) 公益のため活動する団体が主催する会合又は事業のために使用するとき。 (3) 町内の小学校及び中学校が、学校行事に使用するとき。 (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 2 使用料の減免を受けようとする者は、玄海町野球場使用料減免申請書(様式第 1 号)を提出しなければならない。 3 教育委員会は、前項の規定により提出された使用料減免申請書について内容を審査し、適当と認めたときは、使用料の全部を免除し、又は一部を減免することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	19	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		野球場使用料の還付		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町野球場条例第 10 条		
法令(例規)番号		平成 4 年玄海町条例第 13 号		
標準処理期間		総日数 5 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 4 日		
審査基準の内容		(使用料の不還付) 第 10 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	20	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		準要保護の認定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第5条第1項		
法令(例規)番号		平成18年玄海町教育委員会要綱第4号		
標準処理期間		総日数 30日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 29日		
審査基準の内容		(準要保護の認定) 第5条 教育委員会は、前条に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる場合は、当該児童生徒が在学する学校長（以下「学校長」という。）の意見並びに福祉関係機関及び民生委員の助言を求め、審査のうえ、準要保護者として認定する。 2 前項に規定する準要保護者の認定基準は、前年度又は当該年度において、国が定める各措置（昭和38年文部省通知）を受けた者とする。 (所得額及び需要額に基づく準要保護児童生徒の認定) 第6条 前条第2項に定める認定にあたって、その判断が困難な者については、当該世帯の所得額及び需要額による対比をもって認定の目安とする。 2 所得額及び需要額による認定の目安とは、法第8条の規定による基準に基づいて、その世帯の需要額の1.3倍を基準とし、世帯の所得額が基準 額を下回る場合をいう。ただし、認定に当たっては、所得額で一律に判断するのではなく、児童生徒の日常生活及び世帯の諸事情を総合的に判断して認定するものとする。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	2 1	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		海外派遣事業補助金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第 5 条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第 4 条		
法令(例規) 番号		平成 6 年玄海町規則第 10 号、平成 1 8 年玄海町教育委員会要綱第 2 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 1 4 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 1 3 日		
審査基準の内容		(交付決定) 第 5 条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第 4 条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	22	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		奨学資金貸付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町奨学資金貸付条例第6条		
法令(例規)番号		平成4年玄海町条例第12号		
標準処理期間		総日数 60日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 59日		
審査基準の内容		(奨学生の決定) 第6条 町長は、前条の貸付申込書を審査し、貸付けの適否を決定するものとする。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	23	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		生徒派遣費補助金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	24	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		玄海町教育研究会助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	2 5	所管係名	教育課 学校教育係	
処 分 の 概 要		特別支援学級交流事業補助金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第 5 条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第 4 条		
法令(例規) 番号		平成 6 年玄海町規則第 10 号、平成 1 8 年玄海町教育委員会要綱第 2 号		
標 準 処 理 期 間		総日数 7 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 6 日		
審査基準の内容		(交付決定) 第 5 条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第 4 条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	26	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町地域婦人会助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	27	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町育友会連絡協議会助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	28	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町子ども会助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	29	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町少年の船助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	30	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町文化連盟助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	31	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町体育協会助成金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	3 2	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町地域伝承芸能振興補助金の交付決定		
法令(例規)名及び根拠条項		玄海町補助金等交付規則第 5 条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第 4 条		
法令(例規) 番号		平成 6 年玄海町規則第 10 号、平成 1 8 年玄海町教育委員会要綱第 2 号		
標準処理期間		総日数 7 日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1 日 処分機関 6 日		
審査基準の内容		(交付決定) 第 5 条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第 4 条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成 2 6 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間(個票)

No.	33	所管係名	教育課 社会教育係	
処 分 の 概 要		玄海町文化財保存事業補助金の交付決定		
法令(例規)名及び 根拠条項		玄海町補助金等交付規則第5条及び玄海町教育委員会補助金等交付要綱第4条		
法令(例規)番号		平成6年玄海町規則第10号、平成18年玄海町教育委員会要綱第2号		
標準処理期間		総日数 7日 (玄海町の休日を定める条例に基づく休日を除く) 経由機関 日 協議機関 1日 処分機関 6日		
審査基準の内容		(交付決定) 第5条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる (交付決定) 第4条 町長は、補助金等の交付申請があったときは、当該申請書の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、補助金等の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付けることができる。		
		審査基準の未設定理由 ア：審査基準が法令の定めに尽くされているもの イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの		
備 考				
設 定 年 月 日		平成26年4月1日	最終変更年月日	平成 年 月 日